

21日機輸通投第183号
平成21年10月7日

組合員各位

日本機械輸出組合
理事 衣笠 和郎

「EUカルテル法－垂直的協定に関する新規則案－セミナー」の開催について

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、EUカルテル法の執行については、近年、取り締まり件数の増加や制裁金の高額化が顕著ですが、この積極的な執行方針を今後も維持すると見られており、欧州においてビジネスを行う日本企業にとって、カルテル法への対応は引き続き重要な課題となっています。

このカルテル法を巡っては、垂直的協定へのカルテル法の適用除外に関する規則が来年5月に期限切れとなることから、欧州委員会では同規則の改正作業を行っており、関係者への協議プロセスで新規則の草案及び垂直的制限に関するガイドライン案が示されています。この垂直的協定に関する規則は、販売価格や地域、顧客に関する制限などメーカーと販売業者間の協定に関わっており、EU域内での販売活動に影響する重要な内容を含んでいます。

このような中、日本機械輸出組合では、ブラッセルにおいて多数の競争法案件を手がけられ、また、日本機械輸出組合から本年7月に発刊した「EUカルテル法 実務ガイド」を執筆された柴崎 洋一弁護士（DLA Piper法律事務所パートナー）を講師に迎え、来年5月に発効予定のEUの垂直的協定に関する新規則と垂直的制限に関するガイドラインの草案の概要、及び最近のカルテル法執行動向に関するセミナーを下記により開催します。

万障お繰り合わせの上、同セミナーにご参加下さいますようお願い申し上げます。

セミナー参加ご希望の方は、10月19日（月）までに、当組合ホームページ（<http://www.jmcti.org/jmchhomepage/semminar/index.htm>）からお申し込み下さい。

敬具

記

日 時：平成21年10月20日（火） 13：00～14：30

場 所：日本機械輸出組合 第一会議室（機械振興会館4階）

東京都港区芝公園3-5-8、詳しくは以下のURL参照

http://jmcti.org/jmchhomepage/shoukai/shozaichi/chizu/tokyo/tokyo_map.pdf

参加費：無料（組合員限定）

テーマ：1. 垂直的協定へのカルテル法の適用除外に関する委員会規則案、及び垂直的制限に関するガイドライン案の概要について

2. EUカルテル法の執行に関する最新動向

講師：柴崎 洋一（DLA Piper法律事務所パートナー）

講師略歴

第一東京弁護士会会員、ニューヨーク州弁護士、ブリュッセル弁護士会アソシエイト

業務範囲：各種EU法のアドバイスおよび欧州委員会とのコミュニケーション、欧州各国での企業買収、合弁事業等のM&A（デューデリ、契約書作成、交渉を含む）、ディストリビューション、エイジェンシー、技術援助、共同研究開発契約その他各種契約書の作成およびチェックならびに当局への必要な届出、会社・事務所の設立・設置、雇用関係、各国弁護士との共同作業またはその紹介・斡旋。

学歴：一ツ橋大学（法学士）、カルフォルニア大学バークレイ校（法学修士）。

経歴：長島・大野法律事務所（1976-1980）、Cleary, Gottlieb, Steen & Hamilton 法律事務所（ブリュッセル事務所）勤務（1981年から）、同事務所のパートナー（1990年 - 1996年6月）：De Bandt, van Hecke, Lagae & Loesch法律事務所のパートナー（1996年7月から）、同事務所がLinklaters法律事務所のベルギー支店となり同時にLinklaters 法律事務所のパートナーとなる（2002年1月から2009年2月27日まで）、DLA Piper法律事務所のパートナー（2009年3月2日から）。

教職歴：ルーヴァン大学講師（1987 - 1988年）、同大学客員教授（1990 - 1991年および1993年）、ESAL Management School（1993年 - 1996年）客員教授

※セミナー当日は、受付にお名刺をお渡しくださるようお願いいたします。

以上

ご不明な点がございましたら、下記事務局までご連絡下さい。

日本機械輸出組合 通商・投資グループ、

Tel 03-3431-9348、Fax 03-3436-6455、<mailto:tohshi@jmeti.or.jp>